第1章

各省庁、各種団体の動向を整理 2025年における有報総会前開示をめぐる動向

【この章のエッセンス】

●2025年は、金融担当大臣の要請を契機として、有価証券報告書の総会前開示が大きく動いた1年であった。

●各省庁は、有報の総会前開示に向けた環境整備や法制面の整理等を進めた。

はじめに

2025年3月28日、金融担当大臣は、株主総会前の適切な情報提供について、全上場会社に対し要請を行った。当該要請においては、有価証券報告書(以下、「有報」という)の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられるが、有報を株主総会前の望ましい時期に開示する取組みを進めるための第一歩として、今年(2025年)から、まずは有報を株主総会の前日ないし数日前に提出することを検討するよう依頼している[1]。

この要請を契機として、2025年は、有報の総会前開示が大きく動いた1年になった。

以下では、各省庁、各種団体、上場会社のそれぞれについて、2025年の総会前開示をめぐる動きを確認しておきたい(図表1)。

なお、第2章も含めて、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、所属する法人・団体の意見ではないことをあらかじめお断り申し上げる。

(1) あわせて、2025年3月期以降の有報の提出状況について実態把握を行い、有報レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うことを示唆している。

各省庁の対応

(1) 金融庁

金融庁は、2024年12月、「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という)を設置し、2025年6月までに3回の会合を開催した。連絡協議会としての取りまとめは行っていないが、第3回会合において、金融庁の今後の取組方針を公表した(取組みの内容等について図表2参照)。

また、金融担当大臣の要請と同時に、金融庁ウェブサイトに有報の定時株主総会前の開示に関する特集サイトを立ち上げて、総会前開示の実現方法、金融担当大臣の要請文、連絡協議会の会議情報へのリンク、有報を株主総会前に提出する場合の留意点等の情報を紹介している[2]。

次に、金融庁は、2025年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」を踏まえ、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」(以下、「アクション・プログラム」という)を公表した。アクション・プログラムにおいては、有報の総会前開示について、コーポレートガバナンス・コードの見直し等とともに、株主総会資料の書面交付の不要化・電子化を含めた株主総会に係る法制面の整理等の推進策について、関係省庁(法務省・経済産業省)との連携を進めることや有報の記載事項の整理(スリム化を含む)を検討するとしている。

その後、2025年8月に開催された「法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会」(以下、「法制審部会」という)[3]の第5回会議において、有報の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直しを議論、2025年10月には「コーポレートガバナン